

Q185. 高年齢者雇用確保措置（高年法9条1項）としては、どれがお勧めですか。

継続雇用制度（高年法9条1項2号）としての再雇用がお勧めです。

再雇用であれば、新たな労働契約の締結となりますので、賃金水準等の労働条件を柔軟に設定することができるというメリットがあります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎